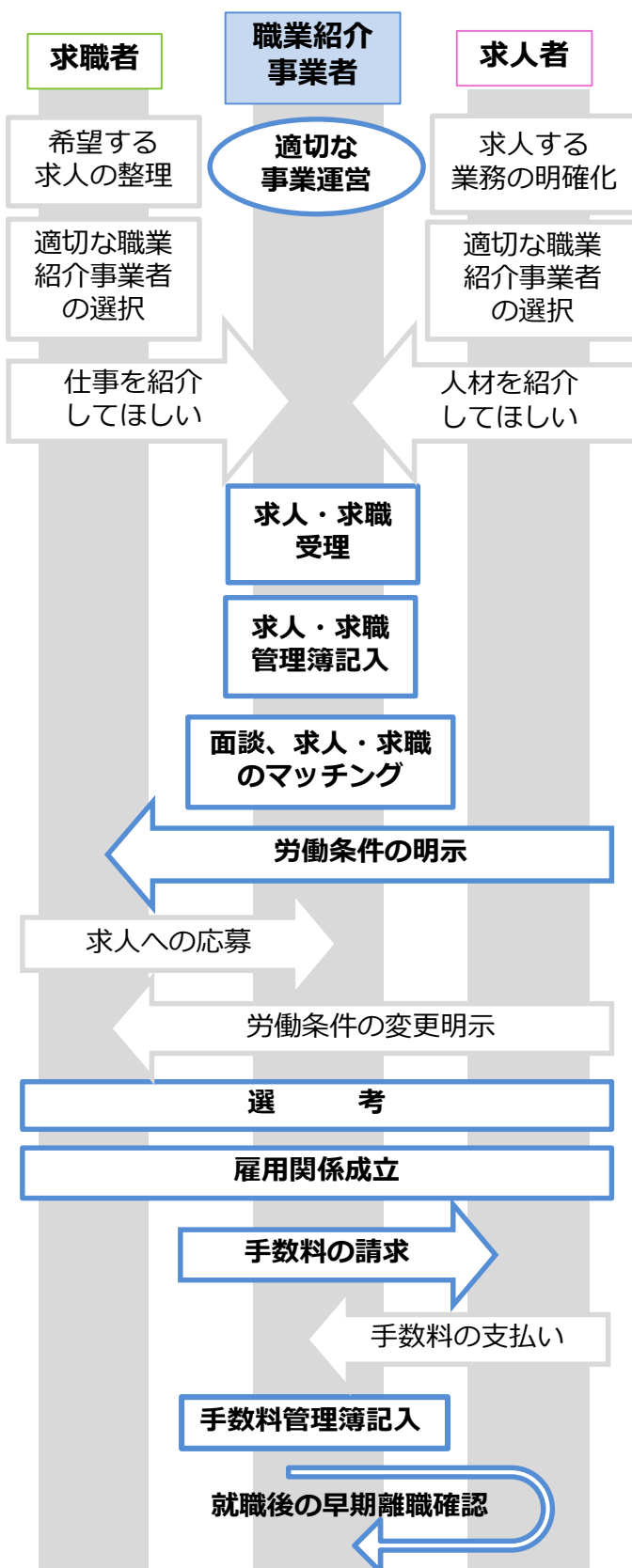


職業紹介事業を行う際の主なポイント

職業紹介業務の流れ



1 適切な事業運営

✓	チェック
	ハローワークと誤認されるような名称を用いていない
	職業紹介事業者として厚生労働大臣の許可を受けている
	(有料職業紹介事業者の場合) 建設業務・港湾運送業務など職業紹介禁止業務について紹介を行っていない
	個人情報の適切な管理体制を構築している
	求職者・求人者からの苦情の適切な処理体制を講じている
	事業者への退職勧奨の提案、求職者への退職の強要等をしていない
	人材サービス総合サイトにおいて手数料などの情報提供を行っている
	毎年度、職業紹介事業報告書を提出している

2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

✓	チェック
	求職の申し込みの勧奨に当たってお祝い金等金銭の提供を行っていない
	求人不受理にできる求人か確認するため、求人者に自己申告を求めるなど、適切に対応している
	労働条件等を書面（求職者が希望する場合は電子メール等）で明示している
	紹介できない求人（求人の申込みを受理していない求人）を広告していない
	求人・求職者に手数料について説明している

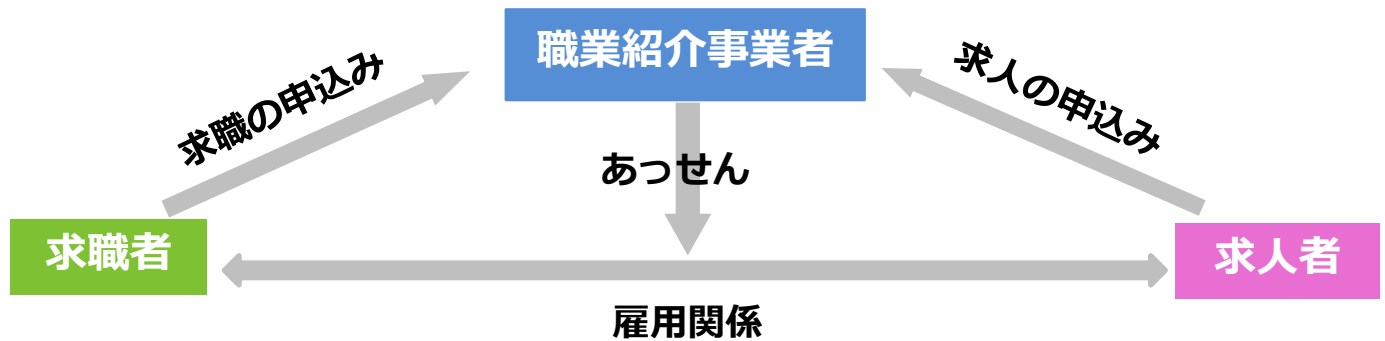
3 雇用契約成立後

✓	チェック
	紹介により就職した者に対し2年間は退職勧奨しない、6ヶ月以内の離職者を確認するなどの適切な対応をとっている
	届出制の場合、届け出た範囲内で求人者から手数料を徴収している
	手数料を徴収してはいけない求職者から手数料を徴収していない
	適切に求人求職管理簿・手数料管理簿を記載している



「職業紹介」とは

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすることをいいます。



◆「求人者」

対価を払って自己のために他人の労働力の提供を求めるため、他人を雇用しようとする者

◆「求職者」

対価を得るために自己の労働を提供して職業に就くために他人に雇用されようとする者

◆「あっせん」

求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話をすること

無料職業紹介事業者	職業紹介に関し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも、対価を受けないで行う職業紹介事業
有料職業紹介事業者	無料職業紹介以外の職業紹介を行う事業、すなわち、営利を目的とするか否かにかかわらず、職業紹介に関し対価（手数料等）を徴収して行う職業紹介事業

◎「募集情報等提供」とは

募集情報等提供とは、以下のいずれか、又は両方を事業として行うことをいいます。
求人サイト・求人情報誌などが該当します。

- 募集主から依頼を受け、募集に関する情報を求職者に提供すること
- 求職者から依頼を受け、求職者に関する情報を募集主に提供すること

また、以下①～③のような行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要です。

- ①提供する情報や情報の提供先について、あらかじめ明示的に設定された客観的な要件に基づくことなく、募集情報等提供事業者の判断により選別や加工を行うこと。
- ②募集情報等提供事業者が、求職者に対して求人に関する情報を連絡、又は求人者に対して求職者に関する情報を連絡すること。
- ③求職者と求人者との間の意思疎通を中継する場合に、募集情報等提供事業者が意思疎通の内容に加工を行うこと。

1 適切な事業運営

◆職業紹介事業の許可

職業紹介事業を営むためには職業紹介事業の許可が必要です。

◆職業紹介を行ってはならない業務

有料職業紹介事業では以下の職業を取り扱うことは禁止されています。

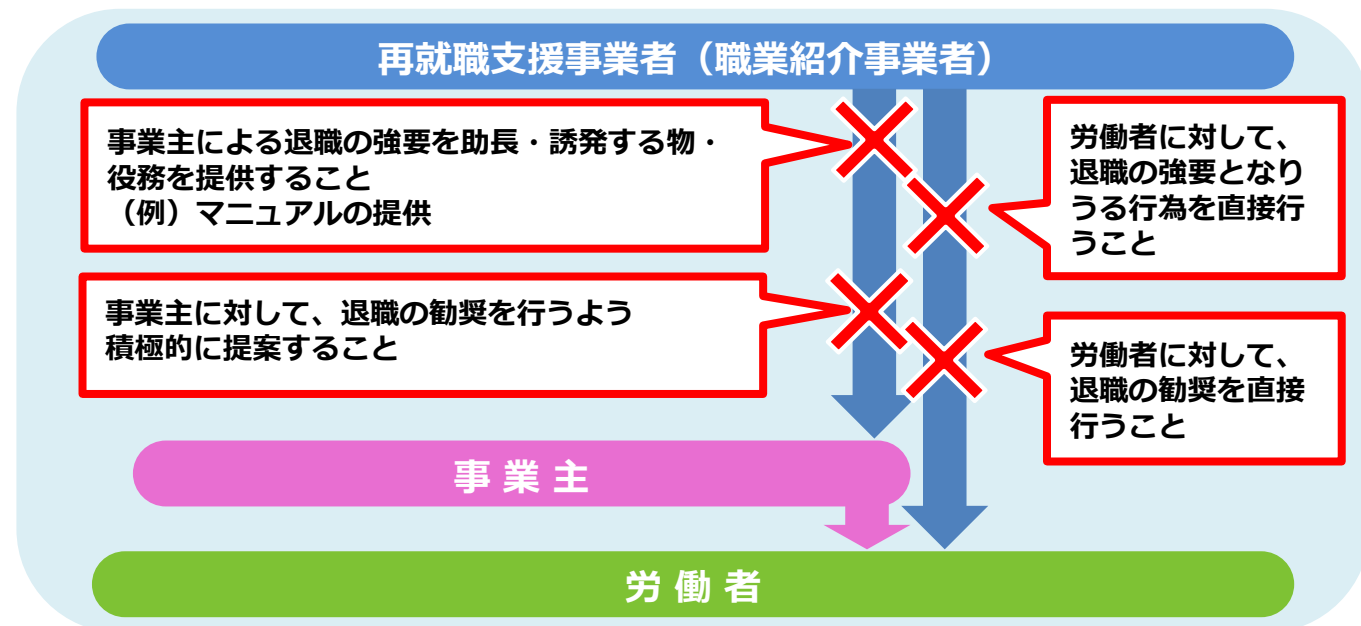
- ① 港湾運送業務
- ② 建設業務

◆求職者・求人者からの苦情の適切な処理体制を講じること

職業紹介事業者は求職者又は求人者からの苦情に迅速、適切に対応し、そのための体制の整備及び改善向上に努めなければなりません。

◆事業者への退職勧奨の提案、求職者への退職の強要等をしていないこと

以下のような行為は労働者の権利侵害であり許されません。



◆手数料などの情報提供

手数料等の情報については、原則として「人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）」（<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>）における情報提供が必要です。

<情報提供が必要な事項>

- ・ 紹介による就職者数
- ・ 無期雇用就職者
- ・ 無期雇用者の内6ヶ月経過後の離職者及び離職したか明らかでない者の数
- ・ 手数料に関する事項、返戻金に関する事項

※ 令和3年度から、以下の職種については、「人材サービス総合サイト」に紹介手数料の実績や採用後の離職率の実績を掲載できるようになりました。積極的な情報提供をお願いします。

- ①医師、②歯科医師、獣医師、薬剤師、③保健医療サービスの職業、④看護師、准看護師、⑤保健師、助産師、⑥医療技術者、⑦介護サービスの職業、⑧保育士

◆優良職業紹介事業者認定制度

厚生労働省は、経営の安定性、法令遵守の徹底、業務の適性運営等の審査要件を満たした事業者を、職業紹介優良事業者として認定し、人材サービス総合サイトに明記しています。

認定を受けた事業者は、「職業紹介事業者認定マーク」を自社HP、営業パンフレット等に掲載することができ、求職者・求人者が安心・安全な職業紹介事業者を選ぶ目安となります。



◆医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言

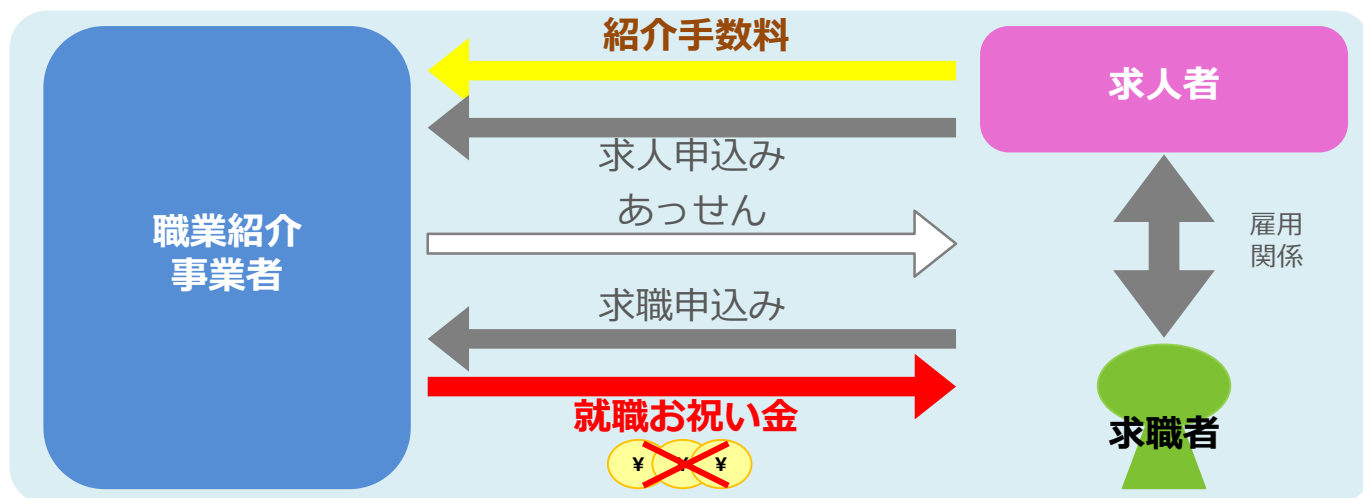
厚生労働省は、医療・介護・保育分野で、職業安定法と職業安定法に基づく指針を遵守することを有料職業紹介事業者自らが宣言する「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を実施しています。

宣言すると、「人材サービス総合サイト」に適合宣言職業紹介事業者として登録され、求職者、求人者に遵法意識が高い職業紹介事業者であることが周知されます。

2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

◆求職の申込みの対価としてのお祝い金の禁止

職業紹介事業者が、社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することとは行ってはなりません。



◆求人不受理の適切な対応について

職業紹介事業者は、求人の申込みが以下の要件に該当するか否か、求人者に対して自己申告を求めるべきとされています。

職業紹介事業者は原則全ての求人を受理しなければなりません、以下①～⑥の一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことができます。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反の求人者による求人
- ⑤ 暴力団員など^(※)による求人

(※) 暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者

- ⑥ 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

◆労働条件等の明示

職業紹介事業者は、原則として求職者と最初に接触する時点までに、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により以下に掲げる事項等について、求職者に明示しなければなりません。

- ・ 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ・ 労働契約の期間に関する事項
- ・ 試みの使用期間に関する事項
- ・ 就業の場所に関する事項
- ・ 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ・ 賃金の額に関する事項
- ・ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ・ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ・ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ・ 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

職業紹介事業者は労働条件等の明示に当たっては以下の点に配慮しなければなりません。

- ・ 求職者等に具体的に理解できるよう、従事すべき業務の内容の水準、範囲等を可能な限り限定する
- ・ 求職者等が従事すべき業務の内容を、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示する
- ・ 明示している従事すべき業務の内容等が労働契約締結時と異なる可能性がある場合には明示を受けた求職者等に速やかに知らせる

3 雇用契約成立後

◆職業紹介により就職した者の早期離職等への適切な対応

紹介した求職者が早期に離職することのないよう、以下の事項を遵守してください。

- ・ 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります）に対して、**就職した日から2年間**は、転職の勧奨を行ってはいけません。
 - ・ 紹介手数料に関して、返戻金制度を設けることが望めます。
 - ・ 求職者と求人者の双方に対し、求職者から徴収する手数料及び求人者から徴収する手数料の両方を明示しなければなりません。
- これらに違反した場合には、大臣指針に違反するものとして行政指導の対象となりえます。

◆適切な手数料の徴収

有料職業紹介事業者は、①厚生労働省令で定める種類及び額の手数料並びに②あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づく手数料を除き、職業紹介に関し、**いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬を受けてはなりません。**

上限制手数料	厚生労働省令で定める額を上限として、徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降、求人者又は関係雇用主（求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主又は雇用主であった者）から徴収するもの
届出制手数料	職業紹介事業者自らが厚生労働大臣に届け出た手数料表の額を上限として、求人者の申込み又は関係雇用主が雇用・雇用していた者の求職の申込みを受理したとき以降、手数料表に基づく者から徴収することができるもの

◎手数料制度について

職業紹介事業における手数料の取得に関し届出制手数料を採用した場合、事業者において手数料を設定することが可能になりますが、職業紹介に必要な費用を超えて不当に高額な手数料を徴収する場合があります。このような場合求人者が職業紹介事業者を利用しようとしても、高額な手数料のため職業紹介事業者の利用が困難となってしまう。

また、職業紹介事業者を利用し人材を確保した場合であっても、職業紹介事業者が求職者に早期に転職の勧奨を行うことがあれば、求人企業からの人材の流出、求人者における繰り返しの紹介手数料の支払いといった事態が引き起こされてしまいます。

職業紹介事業者は、求人者等にとって重要な役割を果たしていることをご理解いただき、手数料やサービスの内容の説明等を十分行い、ユーザーが満足感を持って利用できるよう、求職者の求人企業への定着にご配慮いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	職業安定課	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			

このパンフレットは、職業紹介事業の運営にあたり主な内容を説明したものです。
職業紹介事業の許可・運営に関するご質問等は事業所の所在地の都道府県労働局へお問い合わせください。

◆厚生労働省のホームページに、職業安定法や業務運営要領などの資料を掲載しています。

厚生労働省 職業紹介事業

検索

◆「人材サービス総合サイト」（厚生労働省運営）に、職業紹介事業者の情報などを掲載しています。

厚生労働省 人材サービス総合サイト

検索